



弁護士法人デイトライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

- 今月の内容
- 第三者委員会とは？
 - 職場におけるどんな発言がセクハラ？
 - 不倫はどこから？不倫の意味・不貞行為や浮気との違い
 - 既婚者の風俗は不倫・不貞行為となるの？

第三者委員会とは？

近時、企業や行政の不祥事が起きた際に、第三者委員会の設置が話題になる機会が増えていますが、そもそも第三者委員会とはなんなのでしょうか？

第三者委員会の定義

第三者委員会とは、**企業や組織において不祥事や特定の重要課題が発生した際、その事実関係の調査、原因の究明、および再発防止策の提言などを行うために、当該企業や組織から独立した外部の専門家によって構成される臨時的機関**を指します。

その設置は任意で、法律等で義務付けられているものではありませんが、日本弁護士連合会（日弁連）が「企業等不祥事における第三者委員委員会ガイドライン」を設定しており、実務上の規範となっています。

第三者委員会の特徴

第三者委員会は、調査対象の企業・組織から人的・財政的・実質的に独立しており、客観性と公平性が担保されてなければなりません。

当然ながら、企業の顧問弁護士は、第三者委員会の委員とはなり得ません。

委員は通常は弁護士が中心となりますが、専門的知見を有する専門家（行為人会計士、医師、学者等）も委員となることがあります。

目的は、特定の不祥事の調査や問題解決になるため、調査が完了すれば、解散することが一般的です。

単に事実を調査して報告するだけでなく、その原因を深く掘り下げ、今後の改善や再発防止に資する具体的な提言を行うことが、第三者委員会の重要な役割です。

第三者委員会の費用

第三者委員会の費用は、内部的に不祥事等を抱えており、その設置を決断した会社が負担することになります。

事案の規模、複雑さ、調査期間、委員会の構成、調査内容によって変動しますが、数百万円から数億円を要するとされています。

例えば、フォレンジック調査というデジタルデータの解析（例えば、削除された PC やスマートフォンのデータの復元等）を行う調査まで行う場合、専門の業者に依頼するため、高額な実費がかかります。

第三者委員会を設置するメリット

企業にとって、高額な費用がかかるにも関わらず、なぜ、企業は第三者委員会の設置を行うのでしょうか？

企業に不祥事が生じた際、取引先や顧客に対する信頼が失墜する

弁護士法人デイトライト法律事務所

福岡オフィス	福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F
東京オフィス	東京都渋谷区渋谷 3-27-11 祐真ビル本館 7F
大阪オフィス	大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル 7F
北九州オフィス	北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SS ビル 7・8F
ハワイオフィス	GROUP DAYLIGHT LAW FIRM, LLLC 1600 Kapiolani Blvd. #610 Honolulu, HI 96814



この記事について
のお問い合わせは、
い竹下までお気軽
にどうぞ。



ことになり、取引を打ち切られる等の甚大なダメージが生じます。

すなわち、企業にとっては、信頼を回復させることが急務です。

その際に、内部で調査を行って改善に努める等と表明しても、果たして本当にそうなのか?という疑念を持たれてしまいます。

そこで、信頼回復に有用なのが、第三者委員会の設置なのです。

第三者委員会の設置には、コストはかかるものの、企業にとって極めて重要な組織としての信頼を回復させる重要な手段なのです。

その意味で、第三者委員会の設置に必要なコストは、ある種の投資ともいえるでしょう。

第三者委員会についてのまとめ

第三者委員会の設置は、企業にとって、コストがかかりますが、長期的には企業のレピュテーション(評判)を大きく向上させるための戦略的な投資とも考えられます。

不祥事が生じた際に、不祥事を隠蔽しようとしたり、社内だけで解決しようとしたりする姿勢は、かえって企業を窮地に追い込む悪手となることも多いです。

第三者委員会の設置は、企業が危機を乗り越え、より強固な組織として生き残るための選択肢として念頭に置いておかれると良いでしょう。

職場におけるどんな発言がセクハラ?

セクハラの定義

職場のセクハラ(セクシャルハラスメント)とは、「職場」において行われる「労働者」の意に反する「性的な言動」により、労働者が労働条件で不利益を受けたり、就業環境が害されることを指します。

この「職場」には勤務時間外の宴会なども含まれることがあり、「労働者」は正社員だけでなくパートや契約社員なども該当します。

「性的な言動」は性的な内容の発言や行動を指し、同性間の言動やLGBTに関する言動も対象です。

セクハラ発言の具体的

具体的なセクハラ発言には、以下のようなものが挙げられます。

- ・性的な事実関係を尋ねること
- ・身体的特徴を指摘する発言
- ・容姿や服装についての発言
- ・性別や年齢についての発言
- ・食事やデートへの執拗な誘い
- ・お酒の席での不用意な言動

これらの発言は、たとえ悪意がなくても、相手が不快に感じればセクハラになり得ます。

セクハラ発言は多岐にわたりますが、共通しているのは「**相手の意に反する性的な言動**」であることです。

例えば、「胸小さいね」といった身体的特徴を指摘する発言や、「かわいいね」といった褒め言葉でも、相手が不快に思えばセクハラになり得ます。

また、「男のくせに根性がない」といった性別や年齢に関する発言、性的な冗談や個人的な性的体験談、執拗な誘いなどもセクハラに該当します。

重要なのは、発言者の意図ではなく、受け手がどう感じるかという点です。

セクハラ発言への対応

セクハラの被害者側は、以下のような対処法を検討できます。

直接伝える

「それ、セクハラですよ」と真顔で毅然とした態度で伝える。

相手を気遣う

「それ、まずいと思うので注意した方がいいですよ」と遠回しに伝える。

無視する

聞こえないふりをして、相手に聞く気を失せさせる。

オウム返し

相手の発言を真顔で繰り返して、不快感を示す。

また、社内の相談窓口や同僚・上司への相談、労働局や労働基準監督署への相談、場合によっては法的措置も考えられます。

会社側は、セクハラ防止策として厚生労働大臣の指針に基づく10項目を実施する義務があります。



具体的には、方針の明確化と周知、相談体制の整備、事後の迅速かつ適切な対応、プライバシー保護などが挙げられます。

また、懲戒処分も検討し、セクハラに詳しい弁護士に相談し、外部相談窓口の設置も有効な防止策となります。

今回のメルマガが、セクハラ問題への理解を深める一助となれば幸いです。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.fukuoka-roumu.jp/harassment/hatsugen/>
どんな発言がセクハラ？弁護士が解説【一覧表付】

不倫はどこから？ 不倫の意味・不貞行為や浮気との違い

不倫とは？

不倫とは**既婚者が配偶者以外の人と交際関係にあること**を指します。しかし、どこからが不倫にあたるかは人によって考え方が異なります。

一方、法律には「不貞行為」という用語があり、これは「**配偶者以外の人と自由な意思に基づいて性的関係を結ぶこと**」と定義されます。

性交渉や性交類似行為を指し、法的な請求が認められるのは、基本的にこの「不貞行為」に当たる場合です。

「不倫」は日常用語、「不貞行為」は法律用語であり、指す範囲が異なります。

例えば、肉体関係の有無で「不倫」の判断は分かれていますが、「不貞行為」は肉体関係があれば成立すると考えられています。

不倫とはどこから・どこまでを言うの？

不倫と捉えられるかは、パートナーの考え方によります。

一般的な基準は以下の3点です。

- ・ 肉体関係を持った
- ・ 親密な関係にある
- ・ 恋愛感情を抱いている

これら全てを満たせば、多くの人が不倫と捉えるでしょう。

法的な請求の可否においては、肉体関係の有無が重要です。

しかし、肉体関係がなくても、状況によっては夫婦関係に大きな影響を及ぼし、慰謝料や離婚が認められる可能性もあります。

例えば、性行為は不貞行為に該当しますが、キスやハグ、手をつなぐ行為は基本的には不貞行為ではありません。

しかし、親密な関係を示す行為として、夫婦関係に影響を及ぼす可能性はあります。

異性とのメールや食事も同様に、内容や状況次第で不倫と捉えられたり、法的なリスクが生じたりします。

不倫のリスク

不倫がパートナーに知られると、たとえ不貞行為に当たらなくても

トラブルに発展するリスクがあります。

主なリスクは以下の通りです。

トラブルに発展するリスク

不倫が不貞行為に当たる場合は法的な請求が認められます。

不貞行為に当たらなくても、夫婦関係の悪化や不倫相手とのトラブルに発展する可能性があります。

慰謝料を請求されるリスク

不倫が不貞行為に当たる場合は、慰謝料を請求される可能性があります。

不貞行為に当たらなくても、夫婦関係の権利や利益を侵害した場合は慰謝料が認められることがあります。

離婚問題に発展するリスク

不貞行為は離婚事由の一つです。

不倫が不貞行為に当たる場合、離婚が認められる可能性があります。

不貞行為に当たらなくても、不倫が原因で夫婦関係が修復不可能になった場合は、離婚が認められる可能性があります。

これらのリスクに直面した場合、慰謝料や離婚に関する問題は複雑なため、不倫問題に詳しい弁護士への早めの相談をおすすめします。



詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://www.daylight-law.jp/divorce/70001/dokokara/>

不倫はどこから？不倫の意味・不貞行為や浮気との違い | 弁護士解説

既婚者の風俗は不倫・不貞行為となるの？

風俗通いの場合、性的関係があれば「不貞行為」に該当する可能性があります。

風俗通いを理由に離婚できる？

民法では、離婚が認められる原因として「不貞行為」が挙げられています。

不貞行為とは、配偶者以外の者との性的関係を結ぶこととされており、風俗店での性的関係もこれに該当する可能性があります。しかし、一度限りであれば不貞行為とならないケースもあります。

また、性的関係のない風俗通いだけでは、原則として不貞行為にはあたりません。

ただし、「その他婚姻を継続し難い重大な理由があるとき」として、風俗通いの期間や程度、態様によっては離婚原因となることもあります。

ですが、数回の風俗通い程度では離婚請求が認められない可能性が高いでしょう。

不倫と同じように慰謝料を請求できる？

風俗通いが原因で離婚に至った場合、慰謝料を請求できる可能性があります。

これは、夫婦がお互いに貞操義務を負っているとされており、風俗

通いの頻度や期間、態様によってはこの貞操義務に反すると考えられるためです。

しかし、性的関係のない風俗通いは「不貞行為」にはあたらないため、慰謝料の金額は、明確な不貞行為があった場合の相場よりも低くなる傾向があります。

また、風俗通いが婚姻関係破綻の直接的な原因でなければ、慰謝料請求は認められない可能性があります。

風俗嬢への慰謝料請求は認められる？

風俗嬢への慰謝料請求は、基本的に難しいと考えられています。

なぜなら、風俗嬢は職務として性的サービスを提供しており、自由な意思に基づいた「不貞行為」とは評価されにくいからです。

しかし、単なる客としてではなく、既婚者であることを知りながら店外で性的関係を繰り返すようなケースでは、不貞行為に該当する可能性もゼロではありません。

この判断はケースバイケースなので、離婚・男女問題に詳しい弁護士への相談をおすすめします。

詳しくは以下のページをご覧ください。

既婚者の風俗は不倫・不貞行為となるの？【弁護士が事例で解説】

<https://www.daylight-law.jp/divorce/qa/qa180/>

※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。

役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで

弁護士 竹下 龍之介

e-mail info@daylight-law.jp

デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。
お困りのことがありましたらぜひご相談ください。



企業法務 / 労働問題



離婚・男女問題



相続 / 事業承継



交通事故 / 人身障害



刑事 / 企業犯罪



破産再生

ご予約専用フリーダイヤル

0120-783-645

24時間 365日 電話受付